

○山梨県警察スクールサポーター運用要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 1 3 号 〕

山梨県警察スクールサポーター運用要領

第 1 趣旨

この要領は、学校・地域における少年の非行防止、子どもの安全確保対策等に従事する会計年度任用職員（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 準拠

スクールサポーターの運用については、山梨県警察会計年度任用職員の取扱いに関する要領の制定について（令和 5 年 8 月 1 7 日付け、例規甲（務人）第 3 9 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 3 配置

スクールサポーターは警察本部長（以下「本部長」という。）の指定する警察署等に配置するものとする。

第 4 活動内容

スクールサポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 少年の非行防止及び立ち直り支援
- (2) 学校等における子どもの安全確保
- (3) 非行・犯罪被害防止教育の支援
- (4) 地域安全情報等の把握及び提供
- (5) その他少年の非行防止、子どもの安全確保等に関する活動

第 5 指揮監督等

- 1 スクールサポーターが配置された生活安全部人身安全・少年課長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、スクールサポーターに対し、適切な指揮監督を行うとともに、業務に必要な各種法令等の指導教養及び警察職務倫理教養を実施するものとする。
- 2 警察署長等は、スクールサポーターに対し、その活動において、危害を受けるおそれがあると判断される場合は、所属警察官を同行させるなど受傷事故を防止するため

に必要な措置をとるものとする。

第6 遵守事項

スクールサポーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務中はスクールサポーター腕章（第1号様式）を着装するとともに、スクールサポーター証（第2号様式）を携帯するものとする。
- (2) その職務を遂行するに当たっては、法令を遵守し、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- (3) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7 報告

- 1 警察署長等は、スクールサポーターの毎月の活動結果及び学校等への巡回状況をスクールサポーター活動月報（第3号様式）及び学校等巡回状況（第4号様式）により本部長に報告するものとする。
- 2 警察署長等は、スクールサポーターが取り扱った特異な事例、効果的な事例等について、その都度書面により本部長に報告するものとする。

様式略